○関東地方整備局告示第二百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	市川市原木二五二六番三二から同市原木二五二六番三四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十日

○関東地方整備局告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十一年建設省告示第六百五十二号深谷都市計画及び寄居都市計画下水道事業荒川上流流域下水道

三　事業施行期間　自昭和六十一年三月十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第八十八号本庄都市計画及び児玉都市計画下水道事業利根川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自平成十七年三月十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千三百五十一号小山栃木都市計画下水道事業渡良瀬川下流流域下水道（思川処理区）

三　事業施行期間　自平成四年七月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千五百五十八号長野都市計画、千曲都市計画及び坂城都市計画下水道事業千曲川流域下水道（上流処理区）

三　事業施行期間　自平成三年八月二十三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第千四百六十四号長野都市計画及び須坂都市計画下水道事業千曲川流域下水道（下流処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十年十一月五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　秦野都市計画事業三・四・十号曽屋鶴巻線

三　事業施行期間　自平成二十二年四月二十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　神奈川県秦野市鶴巻北二丁目、鶴巻南一丁目及び鶴巻南四丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平塚都市計画事業三・三・六号湘南新道

三　事業施行期間　自平成二十二年四月二十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　神奈川県平塚市東真土一丁目、東真土二丁目、西真土一丁目及び西真土二丁目地内

使用の部分　なし